第十三条第二号中「市街地又は市街化しつつある地域に所在する」を削り、「前号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　砲撃が実施される試験場（防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第百八十条に規定する試験場をいう。第十五条第五号イにおいて同じ。）

三　飛行場その他大規模な防衛施設であつて、回転翼航空機の離陸又は着陸が頻繁に実施されるもの（法第九条第一項第一号に掲げるものを除く。）

第十五条第五号ア中「飛行場」を「飛行場等（法第九条第一項第一号に掲げる防衛施設又は第十三条第三号に掲げる防衛施設をいう。）」に改め、同号イ中「演習場」の下に「又は試験場」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　一川　保夫
内閣総理大臣　野田　佳彦

特定非営利活動促進法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百十九号

特定非営利活動促進法施行令

内閣は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第七条第一項、第四十五条第一項第一号イ及びロ並びに第二項（同法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条（同法第五十一条第五項及び第六十二条において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（認定の基準となる寄附金等収入金額の割合）

第一条　特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合は、五分の一とする。

（判定基準寄附者の要件等）

第二条　法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額は、三千円とする。

2　法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める数は、百とする。

（小規模な特定非営利活動法人）

第三条　法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人（第五条第二項及び第三項において「小規模法人」という。）とは、実績判定期間（法第四十四条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における総収入金額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が八百万円未満で、かつ、当該実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が三千円以上である寄附者（当該申請に係る特定非営利活動法人の役員又は社員である者を除く。）の数が五十人以上である特定非営利活動法人をいう。

（実績判定期間の月数の計算方法）

第四条　法第四十五条第一項第一号ロ及び前条の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等）

第五条　法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ(1)に規定する国の補助金等をいう。以下この条において同じ。）がある場合における同号イに規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同号イ(2)に掲げる金額に達するまでの金額は、同号イに規定する寄附金等収入金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同号イに規定する経常収入金額に含めるものとする。

2　小規模法人が法第四十四条第一項の認定を受けようとする場合における法第四十五条第一項第一号に掲げる基準については、同号イの規定にかかわらず、実績判定期間における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす小規模法人にあっては、同号及び第三号に掲げる金額の合計額）の占める割合が五分の一以上であることとすることができる。

一　総収入金額から国の補助金等、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

二　法第四十五条第一項第一号イ(2)に規定する受入寄附金総額から同号イ(2)に規定する一者当たり基準限度超過額の合計額を控除した金額

三　社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に法第四十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち前号に掲げる金額に達するまでの金額

3　前項の規定の適用を受けようとする小規模法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における同項に規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同項第二号に掲げる金額に達するまでの金額は、同号に掲げる金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同項第一号に掲げる金額に含めるものとする。

（合併特定非営利活動法人に関する法第四十四条及び第四十五条の規定の適用）

第六条　法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び法第四十五条の規定の適用については、法第四十四条第三項中「の末日」とあるのは「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第四十五条第一項第八号中「その設立の日」とあるのは「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。

2　前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一　法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準　当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二　法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準　当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

三　法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準　当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に法第四十四条第一項の認定又は法第五十八条第一項の仮認定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

3　前二項の規定は、法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び法第四十五条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以降に合併をした場合にあっては、その合併」とあるのは「前項の申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」及び「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併」とあり、並びに前項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。